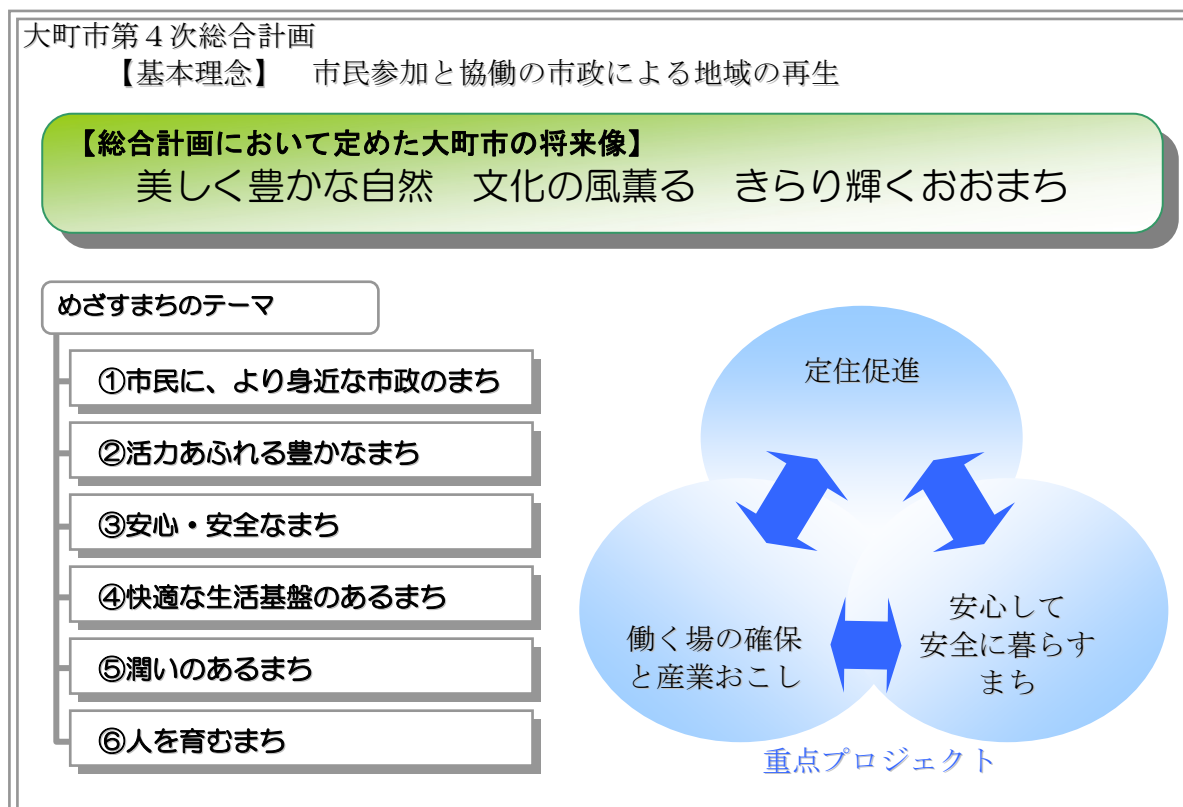


3章 全体構想

1. まちづくりの基本理念と将来像

大町市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像は、大町市第4次総合計画において定めた将来像と同じく「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」とし、地域の特性を生かしつつ、「定住促進」、「働く場の確保と産業おこし」、「安心して安全に暮らすまち」の取り組みを通じ、市民、企業、行政が一体となって創造する、安全、安心、快適さを実感できる、だれもが住みやすいまちを目指します。



2. まちづくりの目標と基本方針

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの観点から支援する目標、基本方針を次のように設定します。

【将来像】美しく豊かな自然 文化の薫る きらり輝くおまち

目標 1 安全で安心して暮らせるまちづくり

～住民の生命や財産を守り、健康に暮らせるまちづくりのために～

市民が安心して暮らせる都市とは、地震、火災、水害などから生命と財産が守られる、災害に強いまちであると考えます。

また、今後、進展が予想される少子・高齢社会においては、自動車を運転できない市民にも暮らしやすいまちづくりや、子育て環境に配慮したまちづくりなど、多様な住環境整備が求められています。

このため、市民が安全で安心して暮らせる都市構造の構築を目指します。

目標 2 活力ある地域産業と交流を育むまちづくり

～にぎわいと活力にあふれる、魅力あるまちづくりのために～

地域経済の活性化は、雇用の創出や定住の促進とともに、都市の賑わい、地域の交流、産業の交流を盛んにするなど、安定した市民生活には不可欠なものです。

このため、地域経済の活性化を牽引するための基盤整備や支援、目標人口に向けた定住促進等に係わる、都市計画上の取り組みを積極的に行っていきます。

目標 3 「仁科の里」の原風景を継承するまちづくり

～歴史、文化、田園・農村風景など、

古き良き原風景を守り続けるために～

本市一帯は、古くから「仁科の里」と呼ばれ、北アルプスとそれら山々を源流とする河川や湖など、豊富な水と空気、自然資源に囲まれています。

また、先人たちが創り上げた歴史、文化、田園・農村風景など、古き良き原風景も残されています。

こうした自然資源や美しい景観は、本市の大切な財産であり、後世に残し、継承していくことが必要です。

この「仁科の里」の原風景を保全し、継承するため、農地転用による住宅建設や空き家、耕作放棄地の増加への対策および活用など、都市計画上の措置を講じたまちづくりを進めます。

2.1. 『目標1 安全で安心して暮らせるまちづくり』のための基本方針

基本方針① 歩いて暮らせるまちづくりの推進

本市の市民生活の場は、平地部から山間地まで広範囲であり、その移動手段は自動車交通に依存しています。しかし、自動車交通への依存は、環境への負荷や高齢社会への対応などの課題を有しています。

このため、鉄道駅やバス停、公共施設を中心とした拠点を形成し、拠点内では公共交通も活用しつつ、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。また、拠点内で不足する施設・機能は、拠点間を鉄道やバスなど既存の公共交通で結び、相互に補完できるよう移動手段の充実を目指します。

基本方針② 多様な暮らしを実現する住環境整備の推進

地域によって都市施設の整備水準のほか、高齢社会の進展や、夫婦共働き、少子化など多様な住環境が存在します。

このため、高齢者への配慮や子育て環境なども含めた生活利便施設の集積、市街地を中心とするユニバーサルデザインの取り組み、生活道路、公園の充実など、地域の特性に合わせた居住環境を形成するとともに、多世代交流の促進、活発な地域交流など、市域の均衡ある発展を目指します。

基本方針③ 災害に強いまちづくりの推進

北アルプスをはじめ、東山や高瀬川、農具川など豊かな自然に囲まれています。

しかし、これらの自然は、いったん地震や集中豪雨などが発生すると、道路の分断や宅地、農地への浸水など生活を脅かす存在にもなりかねません。

また、近年、人口減少に起因する空き家の増加も目立ち、老朽化した空き家の放置は、倒壊など防災面のほか、防犯上においても問題があります。

このため、地震、火災、水害、雪害などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害抑止機能を持つ森林や河川などの自然資源の整備・保全や、住宅の耐震化、空き家の実態把握と適正な対応、道路・公園等の延焼防止施設、避難路・避難地、雨水管理、除排雪体制なども計画的に整備し、災害に強い都市構造の構築を目指します。

併せて、日常の救急搬送や災害時において、信頼性の高い緊急輸送路の確保を目指します。



グリーンベルトの設置



市民バスふれあい号

2.2. 『目標2 活力ある地域産業と交流を育むまちづくり』のための基本方針

基本方針① 中心市街地の活性化

郊外型商業店舗の立地による来客者の減少、従事者の高齢化等による廃業など、かつての賑わいが低下しています。

このため、空き家等の実態調査・把握により適正な対応を検討するとともに、空き家、空き地、空き店舗を活用した土地の有効利用や防災機能の強化、道路整備・住環境整備などによる既存商店街の活性化、まちなか居住の推進を目指します。

基本方針② 農業環境整備の推進

稲作を中心とした自然環境に優れた農地を有していますが、従事者の高齢化、担い手不足などによる農業離れが進展し、荒廃農地が増加しています。

このため、農業環境整備の維持・推進とともに、田園景観の保全を図る土地利用の推進を目指します。

基本方針③ 企業立地の促進と産業基盤整備の推進

雇用の確保、地域経済の活性化は、市民生活やまちづくりの発展に不可欠であり、また、定住促進においても新たな雇用の創出が必要です。

このため、周辺環境に十分配慮しつつ、新たな企業立地を促す土地利用や産業間の連携、道路・交通網など含めた産業基盤整備の推進を目指します。

基本方針④ 地域資源を活用した観光産業の連携

自然資源、温泉資源を活用した観光産業は、本市の重要な産業のひとつですが、東日本大震災以降は、来客者数は伸び悩んでいます。

このため、個々の施設の新たな魅力づくりや観光拠点間の連携、また、広域的な観光地の連携など、それらを支援する基盤整備を促進し、観光誘客、交流の増加を目指します。

基本方針⑤ 産業を支え交流を促進する骨格軸の形成

地域産業の均衡ある発展を支え、広域的な連携・交流を促進するため、松本糸魚川連絡道路や国・県道および都市計画道路等の幹線道路網整備の促進を目指します。



信濃大町駅前



中心市街地の店舗

2.3. 『目標3「仁科の里」の原風景を継承できるまちづくり』のための基本方針

基本方針① 自然・歴史的財産の保全

北アルプスの山々や、高瀬川、仁科三湖など「仁科の里」の原風景を形成する自然は、市民が誇りを持てる財産です。

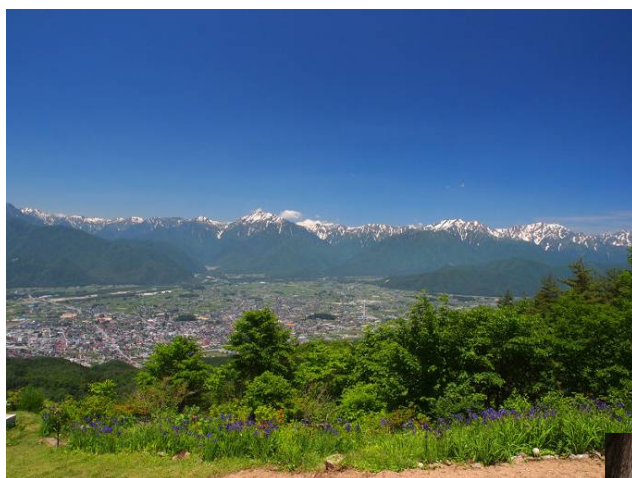
また、北アルプスから流れ出る清らかな水と豊富な地下水などの自然資源や、先人たちが創り上げた、塩の道など営みの歴史・文化は、市民や来訪者に“ゆとり”と“うるおい”を与えるものです。

このような自然・歴史的財産の保全に努めつつ、新たな文化を創造するまちづくりを目指します。

基本方針② 美しい景観の保全と形成

北アルプスの山々と、平地に広がる田園風景や市街地の街なみと併せた眺望、景観は、先人たちが残し、守り続けた「仁科の里」の原風景です。

このため、農地転用による住宅建設や、空き家、荒廃農地の増加に対する対策、及び活用などを講じ、このような美しい景観を保全するため、私たちは単に居住環境や経済活動を追求だけでなく、地域の景観形成にも配慮したまちづくりを目指します。



鷹狩山からみた大町市街地と北アルプス



仁科神明宮

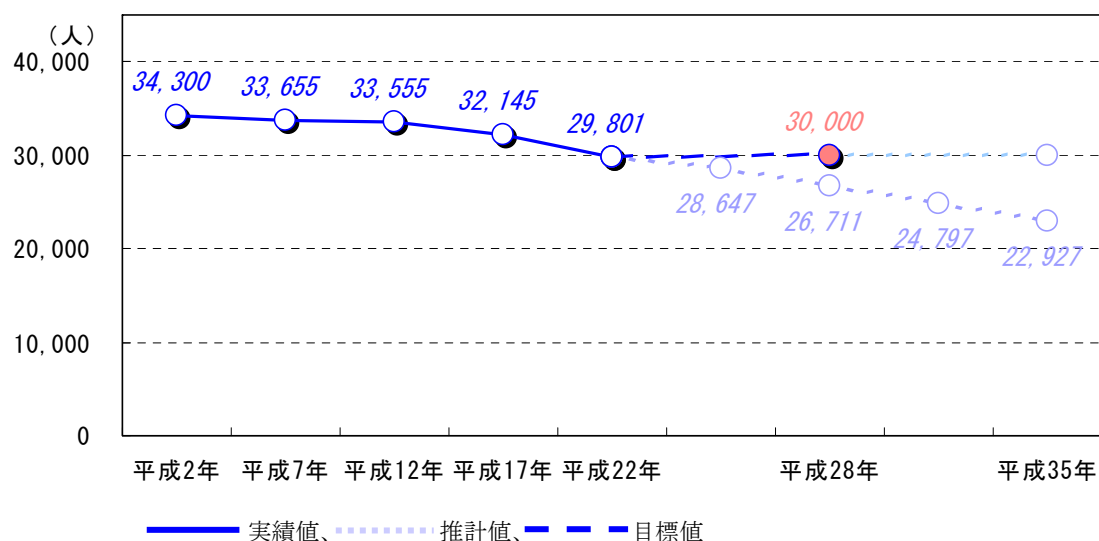
3. 将来の目標人口

本市の人口は、全国的な動向と同様に人口減少傾向となっています。

また、現状の年齢別人口構成や流出入人口より推計された国立社会保障・人口問題研究所による人口推計結果では、今後も人口の減少傾向が示されています。

本計画ではこうした予測を踏まえながら、上位計画である「大町市第4次総合計画」の平成28年の目標人口30,000人を踏まえ、新たな企業誘致や既存産業の振興、市民一人一人が地域への愛着と誇りを持って暮らせるような環境整備など、人口増加、定住促進に繋がる都市計画分野での施策を推進します。

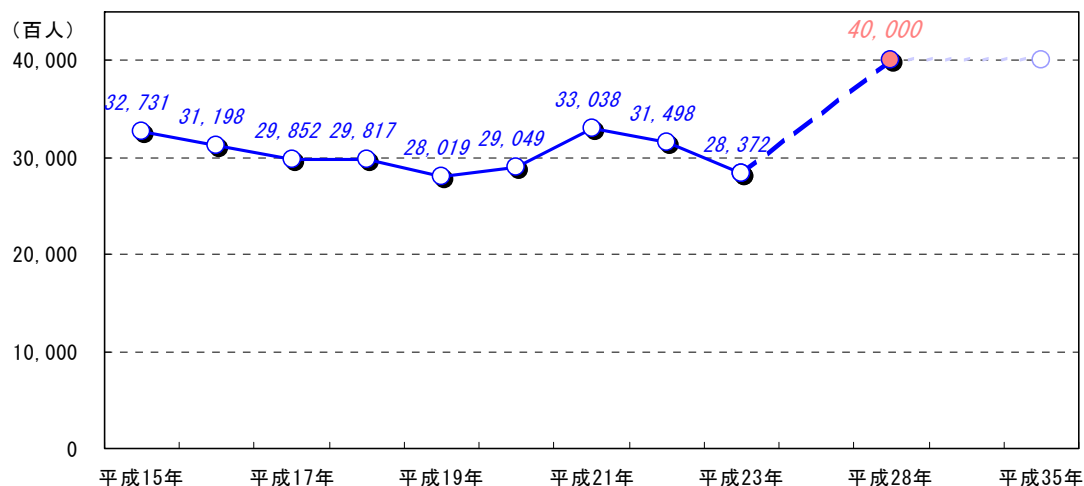
また、交流人口についても、上位計画である「大町市第4次総合計画」の平成28年の交流人口400万人を踏まえ、本市の豊かな自然や歴史文化の保全や活用、広域的な観光地の連携など、交流人口増加に繋がる都市計画分野での施策を推進します。



※1：平成22年以前は国勢調査人口の実績値

※2：推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月推計結果

図 3-1 人口推移と目標人口



※平成23年以前は長野県観光地利用者統計の観光入込み客数

図 3-2 交流人口の推移と目標交流人口

4. 将来の都市構造

将来都市構造とは、まちづくりの理念や目標を達成するため、現在の土地利用や自然などの地域資源を踏まえつつ、土地利用と地域間連携の大きな方向性を示したものです。

本市では、以下の基本的な考え方を踏まえて、将来都市構造を描きます。

4.1. 大町市が目指す都市構造の基本的考え方

本市が目指す都市構造は、中心市街地や既存集落は生かしつつ、幹線道路や公共交通の周辺にまとまりをもって居住するコンパクトな集約型都市構造です。

具体的には、信濃大町駅周辺を中心的拠点、そのほか各地区の既存集落を中心とした地域を生活拠点として位置付け、これら地域の幹線道路や公共交通沿いに人口誘導を図ることにより、コンパクトな居住環境を形成します。

そして、これら拠点内では居住や交流等の各種機能を集積し、歩いて暮らせるような環境づくりにより快適な生活環境を実現し、これら拠点間は幹線道路や公共交通により連携を図り、中心的拠点と周辺の生活拠点が、ともに活性化しバランスのとれた都市構造を目指します。

また、この都市構造の実現により、田園風景や自然環境の保全とともに、環境負荷の小さな都市を目指します。

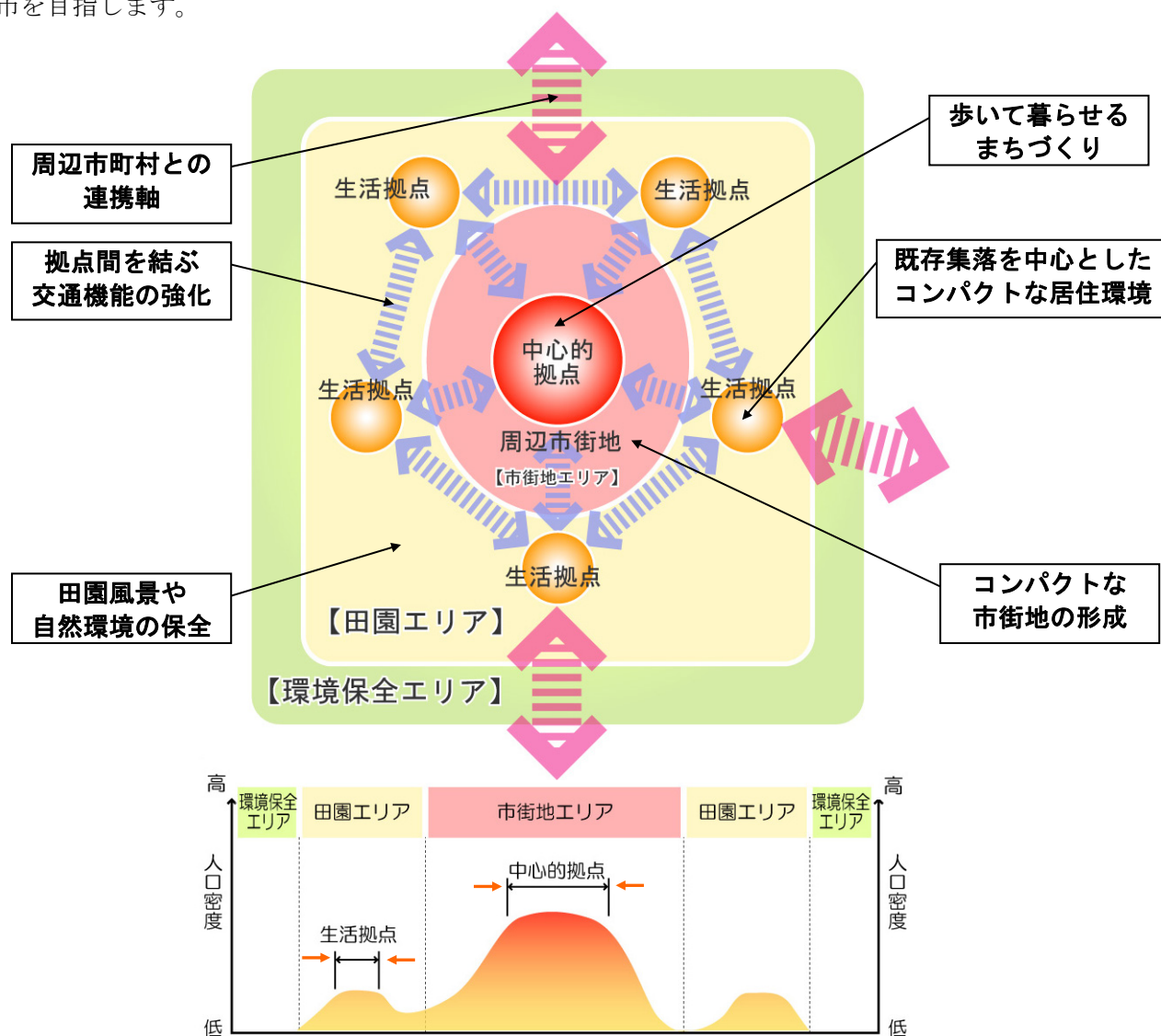


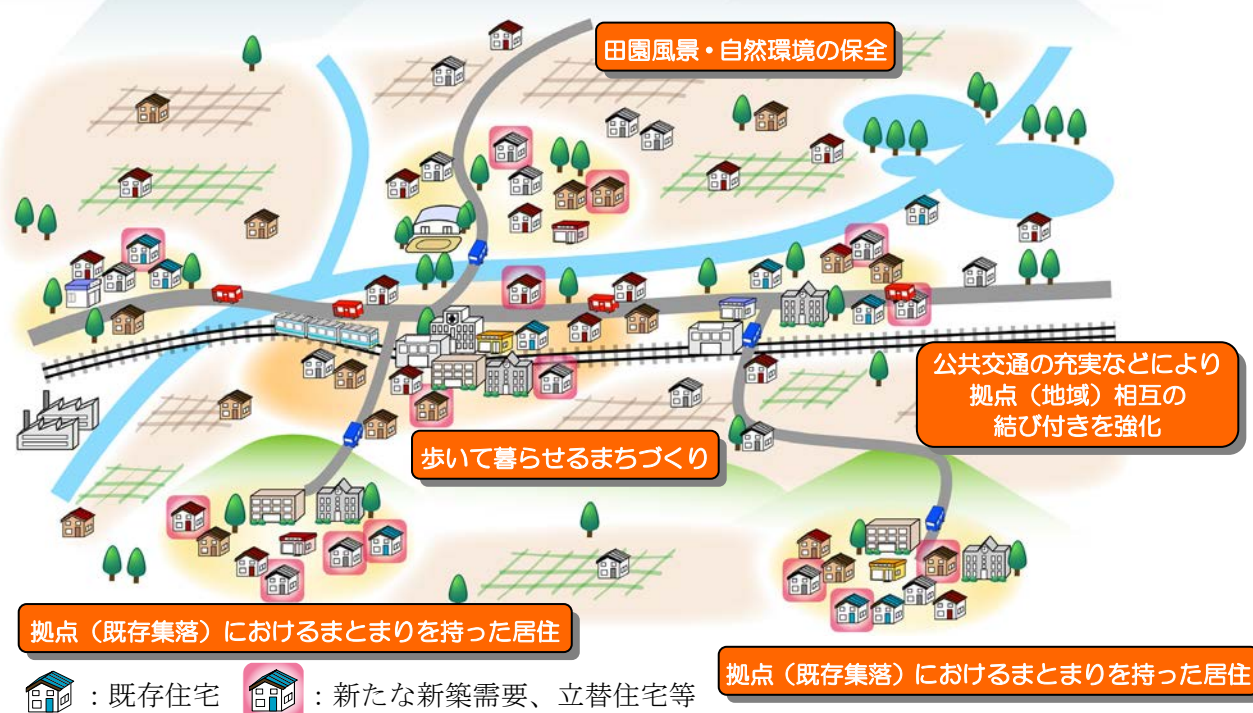
図 3-3 大町市における都市構造のイメージ



現在の都市の状況（イメージ）

集約型都市構造へ

- 拠点（中心市街地や既存集落）、幹線道路や公共交通の周辺へまとまりを持った居住を誘導
- 拠点間には、公共交通の充実などにより結び付きを強化
- 拠点内では、歩いて暮らせるまちづくりを推進
- 拠点周辺の田園エリアでは、優良農地の保全を図るとともに、無秩序な宅地化を抑制



拠点（既存集落）におけるまとまりを持った居住



：既存住宅



：新たな新築需要、立替住宅等

拠点（既存集落）におけるまとまりを持った居住

コンパクトなまち、集約型都市構造のイメージ

4.2. 将来都市構造における「面」・「点」・「軸」の連携・整備方針

ここでは、都市構造の基本的考え方に基づき、将来の都市構造を「面」「点」「軸」の連携で構築します。

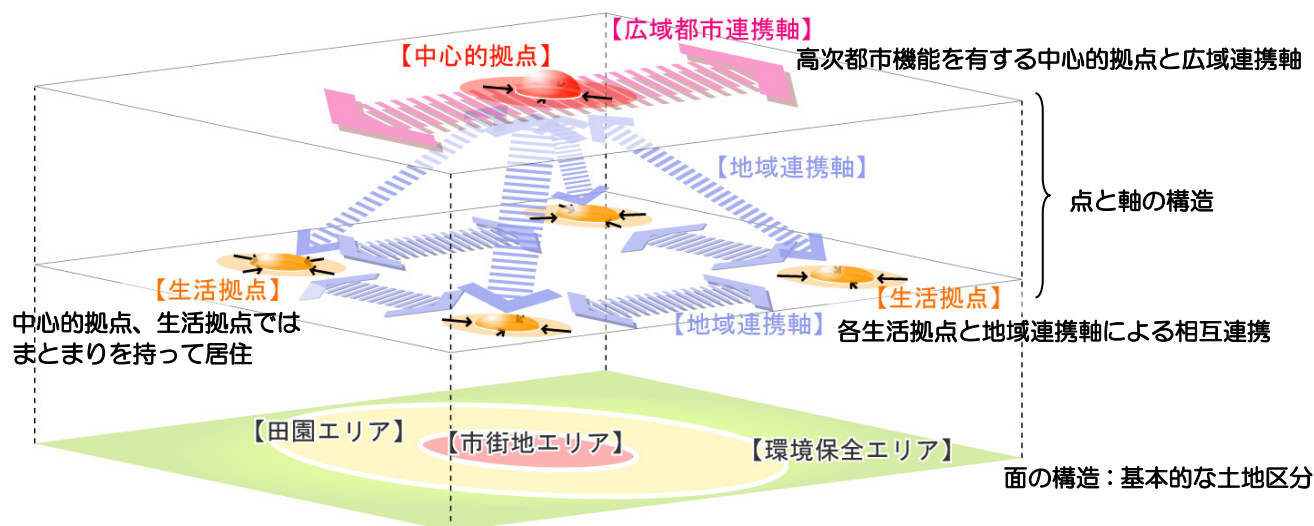


図 3-4 大町市の集約型都市構造の概念図（面・点・軸の構造イメージ）

面の構造：土地の区分 ～市街地、田園、森林などの面的土地利用～

市街地エリア（用途指定により行政や商業等の都市機能が集積するエリア）

都市的土地利用を図る地域として、既存の用途地域を範囲とし都市機能の集約を図る中心市街地と、生活環境の整備・改善を図る周辺市街地に区分し、コンパクトな市街地の形成を計画的に進めます。

田園エリア（優良農地の保全、田園と調和した集落を形成するエリア）

「仁科の里」の原風景を構成する重要な地域として、農業振興施策との連携により、優良農地の遊休・荒廃化を防止し、農用地の保全を図ります。基本的には無秩序な宅地化を抑制しつつ、既存集落地域や既存工業団地に近接した道路などの都市基盤の整備状況や市街地との連携などを考慮し、本市の活性化に資する区域については、農業との健全な調和を図るとともに周辺環境に十分配慮しながら、都市計画区域の拡大なども検討し、都市的土地利用への転換を図ります。

環境保全エリア（森林・山岳、河川など環境保全を図るエリア）

土地の保全、水源かん養や景観を高めるなど、さまざまな機能を有していることから、豊かな緑を創出する地域として森林育成支援と森林資源の保全を図るとともに、市民の環境意識の醸成を図りながら、人と自然が共生する環境保全のまちづくりに取り組みます。また、優れた自然の風景地や自然公園に指定されている区域は、適切に保全するとともに、貴重な自然に配慮しながら、自然体験や保健休養などの自然とふれあう場所として利用を図ります。さらに、水源を有する都市の責務として、地下水など水資源の保全に努めます。

点の構造：都市活動拠点 ～生活、自然、歴史、交流などの中心となる拠点～

中心的拠点（人・もの・情報が行き交う都市活動の中心）

信濃大町駅周辺を「中心的拠点」に位置付け、市民の生活拠点の形成や、空き地や空き家、空き店舗などの有効活用を含め、商業、工業、医療、行政、文化等の様々な都市機能のさらなる集積を図ります。また、交通の結節性・利便性を図り、人・もの・情報が行き交い都市活動を支える中心となる場所としての整備を進めます。

生活拠点（地域の中心として日常生活に必要な機能を確保）

平、常盤、社、八坂、美麻地区の公民館・支所周辺の地区は、地域の「生活拠点」と位置付け、地域住民の日常生活に必要な機能の向上を図ります。また、地域間の連携や交流の拠点として、公共交通の結節性・利便性を高め、福祉や行政サービスなどの向上を図ります。

歴史・文化拠点（維持・保全や観光活用を図る施設）

国宝仁科神明宮、大町山岳博物館などを「歴史・文化拠点」として位置付け、保全を図るとともに、歴史文化の情報発信拠点として、また、観光面、地域活動面での有効活用を図ります。

自然・観光拠点（自然環境の保全や観光に資する場）

黒部ダム・立山黒部アルペンルート、高瀬溪谷、大町温泉郷、スキー場、仁科三湖、居谷里・唐花見湿原、新行・中山高原などを「自然・観光拠点」に位置付け、地域の自然、観光・交流促進の場として機能の向上を図ります。

交流拠点（自然やふれあいにより、憩いと安らぎを与える場）

国営アルプスあづみの公園、大町運動公園等の大規模公園のほか、ぽかぽかランド美麻、上原の湯、さざなみ荘、明日香荘を「交流拠点」に位置付け、自然とのふれあいやレクリエーションなどの交流を通じ、市民生活に憩いとやすらぎを与える場所として、防災面を含め、機能の強化を図ります。

軸の構造：骨格軸 ～都市間、地域間の交流・連携～

広域都市連携軸（本市と周辺都市や広域的な交流・連携を担う）

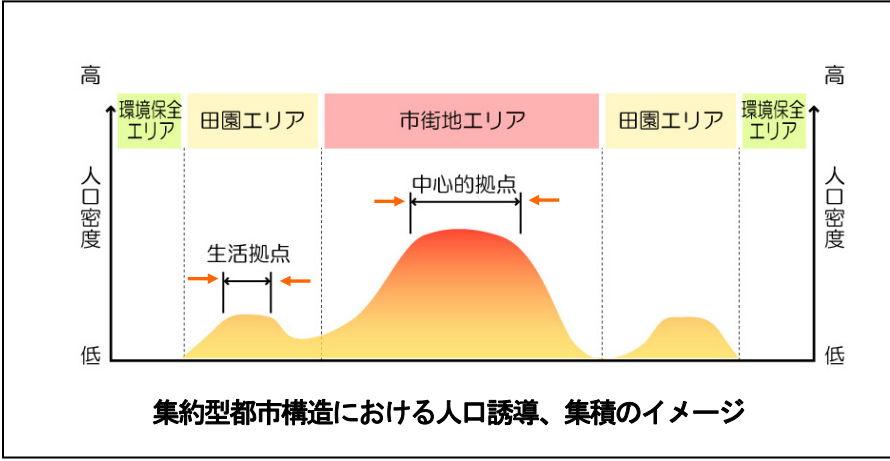
松本糸魚川連絡道路、JR大糸線など、周辺都市を結び、都市間交流や産業活動を支えるとともに、各地域の中心部や拠点間を結ぶ都市の骨格となる軸を「広域都市連携軸」として位置付け、本市全体の発展を支えるとともに、道路交通、都市防災、交流及び緑の創出など、様々な役割を担う空間としての機能を持たせます。

地域連携軸（地域間、拠点間を結び、交流・連携を担う）

広域都市連携軸を補完し、市域を有機的に結ぶ軸を「地域連携軸」として位置付け、市内の各地域間の連携・交流の促進や産業の振興を担う空間としての機能を持たせます。

自然観光交流軸（中心的拠点と自然・観光拠点の交流・連携を担う）

交流人口の増加に向け、広域都市連携軸・地域連携軸を補完し、自然観光交流に特化した中心的拠点と自然・観光拠点を結ぶ軸を「自然観光交流軸」として位置付け、交流の促進や産業の振興を担う空間としての機能を持たせます。



都市構造を構成する要素の考え方

土地の区分		市街地エリア	用途指定により行政や商業等の都市機能が集積するエリア
		田園エリア	優良農地の保全、田園と調和した集落を形成するエリア
		環境保全エリア	森林・山岳、河川など環境保全を図るエリア
都市活動拠点		中心的拠点	人・もの・情報が行き交う都市活動の中心
		生活拠点	地域の中心として日常生活に必要な機能を確保
		歴史・文化拠点	維持・保全とともに観光活用等を図る施設
		自然・観光拠点	自然環境の保全とともに観光に資する場
		交流拠点	自然とのふれあいやレクリエーションを通じ、市民生活に憩いと安らぎを与える場
骨格軸		広域都市連携軸	周辺都市との広域的な交流・連携等を担う
		地域連携軸	地域間、拠点間を結び、交流・連携を担う
		自然観光交流軸	中心的拠点と自然・観光拠点の交流・連携を担う

※図で示した松本糸魚川連絡道路の市街地を通過するルートは、本計画において大町市が考える最適なルートとして想定したものです。

図 3-5 将来都市構造図

5. 都市整備の方針

まちづくりの目標、将来都市構造の実現を目指して、以下の6つの都市整備方針を定め、まちづくりを進めていきます。

都市整備の方針 ～各部門における主要な都市計画の方針～

◆土地利用の方針

- (1) 集約型都市構造に向けた土地利用
- (2) 自然環境保全、農業振興など地域特性を考慮した土地利用の誘導
- (3) 都市計画区域のあり方

◆道路・交通の整備方針

- (1) 広域交通網の整備推進
- (2) 松本系魚川連絡道路と関連道路・施設の検討・整備の促進
- (3) 集約型都市構造を支える幹線道路網の構築
- (4) 安全でやさしいみちづくり
- (5) 歩いて暮らせるまちづくりを支える公共交通の利便性の向上と利用促進

◆都市防災（減災）の方針

- (1) 災害に強いまちづくりの推進
- (2) 市民と協働で進める安全・安心で快適な環境づくり

◆公園・緑地、自然環境の整備方針

- (1) 豊かな自然環境の保全
- (2) 生活にうるおいを与える緑の保全・活用
- (3) 市民ニーズに対応した公園の整備
- (4) 緑豊かで美しい都市の形成

◆河川・下水道の整備方針

- (1) 快適な水環境のための下水道の整備と適切な維持管理
- (2) うるおいのある水辺環境の創出

◆景観形成の整備方針

- (1) 大町らしい景観の保全
- (2) 良好な都市景観の形成
- (3) パートナーシップでの景観づくりの推進

5.1. 土地利用の方針

(1) 集約型都市構造に向けた土地利用

集約型都市構造に向けた土地利用の基本的な考え方としては、市街地エリアや、田園エリアの生活拠点周辺に生活に必要な機能を集積し、松本糸魚川連絡道路の計画にあわせた道路沿線、インターチェンジ等[※]周辺の土地利用の適正な誘導を考慮しつつ、これらの拠点となる地域や幹線道路、公共交通沿いに人口誘導を図ることにより、市街地の外延化を抑制し、コンパクトな居住環境を形成します。

特に中心市街地では、既存の都市基盤や、空き地、空き家、空き店舗などを有効に活用するとともに、賑わいを創出する商業、文化等の都市機能の集積を図ります。

また、まちなか居住を推進することで、多様な魅力と活力のある中心市街地の再生を図ります。

※インターチェンジ等：主要な交差点を立体化するなどの交差形式

(2) 自然環境保全、農業振興など地域特性を考慮した土地利用の誘導

土地利用については、都市生活と自然環境保全、農業振興など地域特性を考慮しつつ、集約型都市構造の構築に向けた誘導に取り組みます。

①定住促進と多様なニーズに対応した居住環境の考え方

目標人口の達成に向けては、転出者を減らし定住促進を進めていくことが重要であり、雇用の確保とともに、自動車を運転できない市民にも暮らしやすいまちづくりや、子育て環境に配慮したまちづくりなどの住環境整備のほか、市内転居者や新たな転入者の多様なニーズやライフスタイルへの対応も求められます。

このため、住宅立地ポテンシャルの高い常盤地区、社地区などにおいては、外延化の抑制を前提としつつ、一定の居住を許容していくことが必要であると考えます。

また、滞在型ラインガルデン、空き家バンクの取り組み、空き店舗の活用を通じ、新たな二地域居住、U・Iターンなどによる交流人口の増加、定住促進を推進します。

②自然環境保全、農業振興などの考え方

森林・山岳区域、河川・湖沼では、土砂災害の防止や、氾濫・浸水などの災害防止を図りつつ、原則として保全します。

また、市街地の外延化を抑制し、コンパクトな居住環境を形成することにより、農業振興地域内の優良農地は、原則として保全を図るものとし、市街地に隣接した遊休農地においては、体験型農園等として活用など、荒廃農地、遊休農地に対する対策、及び土地の有効活用を図ります。

具体的な土地利用の区分は、地域の特性や現在の土地利用を基本に、以下の観点から設定します。

	地域区分	区分	土地利用の考え方
市街地エリア	市街地 中心部	中心的 商業・ 業務地	信濃大町駅周辺は、中心的商業・業務地として、生活に必要な都市機能が集積し、本来は賑わいの中心となる地域ですが、人口の減少や空き店舗の増加などにより活力が低下しています。 高齢社会を踏まえた、これからの都市構造としては、公共施設が存在し、交通の要衝でもある信濃大町駅周辺を中心的拠点としての位置付け、市街地内への定住促進を誘導し、商店街の魅力づくりに取り組み、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを目指します。 また、交通の利便性や都市機能の集積など、生活の利便性を活かした街なか居住を促進する土地利用の誘導を図ります。
		低層 住宅地	北原町周辺、下白塩町周辺、松崎周辺の低層住宅地は、戸建住宅を主体とした低層・低密度な住宅を誘導し、地区の良好な自然・景観資源も活かしながら、ゆとりと潤いのある居住環境の改善を図ります。
	周辺 市街地	一般 住宅地	一般住宅地では、戸建住宅や中層の共同住宅のほか、日常生活品の販売など、ある程度の商業・業務施設等の立地も許容した土地利用を図ります。 また、用途地域内の道路沿道では、中心的商業・業務地との役割分担を明確にしながら、複合利用地としてロードサイド型商業・業務施設の集積を基本とし、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。
		工業地	住宅地と工業地の混在が顕在化している地域は、良好な操業環境と快適な住環境の創出に向け、住宅地と工業地には緩和領域（準工業用途）などを設けながら土地利用の純化を図ります。 工業地では、工業生産の活動拠点として、地下水など地域資源を生かした産業育成に向けた都市基盤整備と併せて良好な操業環境を創出する土地利用の誘導を図ります。
田園エリア	農山村 地域	既存集落 区域	生活拠点を中心に、既存集落の環境整備と、営農環境の保全との調和の取れた土地利用を図ります。 また、各地区の特性を踏まえつつ住宅および商工業施設の乱立等を抑制・制限するなど、必要に応じ適切に地区計画や区域指定など、地域住民主体の取り組みを支援し、コミュニティの維持を図ります。さらに、二地域居住も含めた定住促進での空き家の活用、遊休農地の活用、既存集落内の適切な土地利用、土地の有効利用を図ります。
		農地	農業振興地域内の優良農地は、原則として保全します。 また、市街地に隣接した遊休農地の体験型農園等として活用など、荒廃農地、遊休農地に対する対策、及び土地の有効活用を図ります。
環境保全エリア	森林・ 河川、 自然公園 など	森林・ 山岳 区域	森林・山岳区域は、土砂災害の防止、自然景観の維持の観点から森林の維持・管理に努め、原則として保全します。 中部山岳国立公園や鷹狩山周辺などの森林は、自然・景観資源として保全を図るとともに、観光資源として環境に配慮した活用を図ります。 また、里山など市街地に近接する森林は、自然学習や自然とふれあう場として活用を図ります。
		河川・ 湖沼	高瀬川、農具川などの河川や仁科三湖等の湖沼では、氾濫、浸水などの災害防止や自然景観、親水空間としての維持の観点から維持・管理に努め、原則として保全します。 また、水源地を有する都市の責務として、地下水などの水資源の保全にも努めます。

(3) 都市計画区域のあり方

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたもので、現在、大町市では8,490ha（行政区域の15%）が指定されています。

「長野県都市計画制度活用指針」では、現在の都市計画区域外において地形上「開発可能な地域」は、美しい自然風景を維持する上で最も重要な地域で、田園・林間居住地を良質な状態で維持するとともに適切な誘導を図る地域であり、『自然地域及び農村地域も含めた都市計画区域の新規指定・拡大により、自然風景や田園・林間居住地を良質な状態に「保全」し、都市と自然・農山村が共生する都市づくりを目指すべき』とされています。

都市計画区域を指定することにより、一体の都市として整備、開発及び保全する区域を明確にし、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用が推進できます。

また、これと関連して都市計画法に基づく開発許可制度、及び建築基準法の集団規定の2つの制度が適用され、消防活動や避難経路を確保できるなど、その整備を秩序あるものとすることができます。

このため、田園や山林が大半を占める地域においても指定する意味があり、八坂地区、美麻地区など、まとまった居住地域がありながら都市計画区域が指定されていない区域の編入について検討を進めます。

表 3-1 都市計画区域指定による規制等

	都市計画区域内	都市計画区域外
開発許可	3000 m²以上 の開発行為の場合、申請が必要。	1 ha 以上 の開発行為の場合、申請が必要。
建築許可	建築基準法による確認を受けなければならない。	学校や病院など特殊建築物として指定されたもの以外は必要なし
建築規制	建ぺい率、容積率の制限が課せられる。	必要なし
接道義務	建築物の敷地が 4m 以上の道路に、2m 以上接する必要がある。	必要なし
道路後退	4m 未満の道路では、道路後退が課せられる。	必要なし

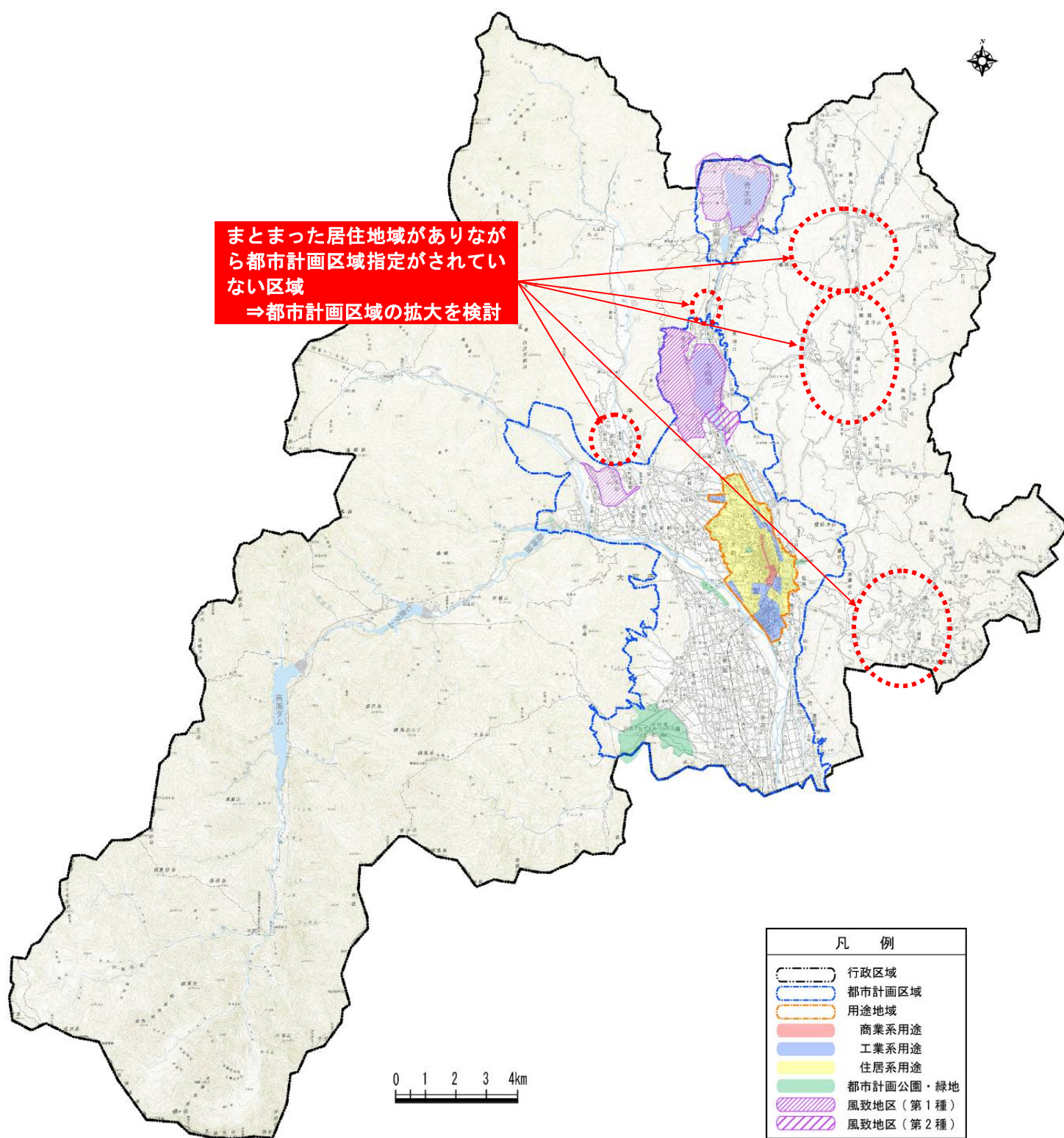


図 3-6 都市計画区域のあり方

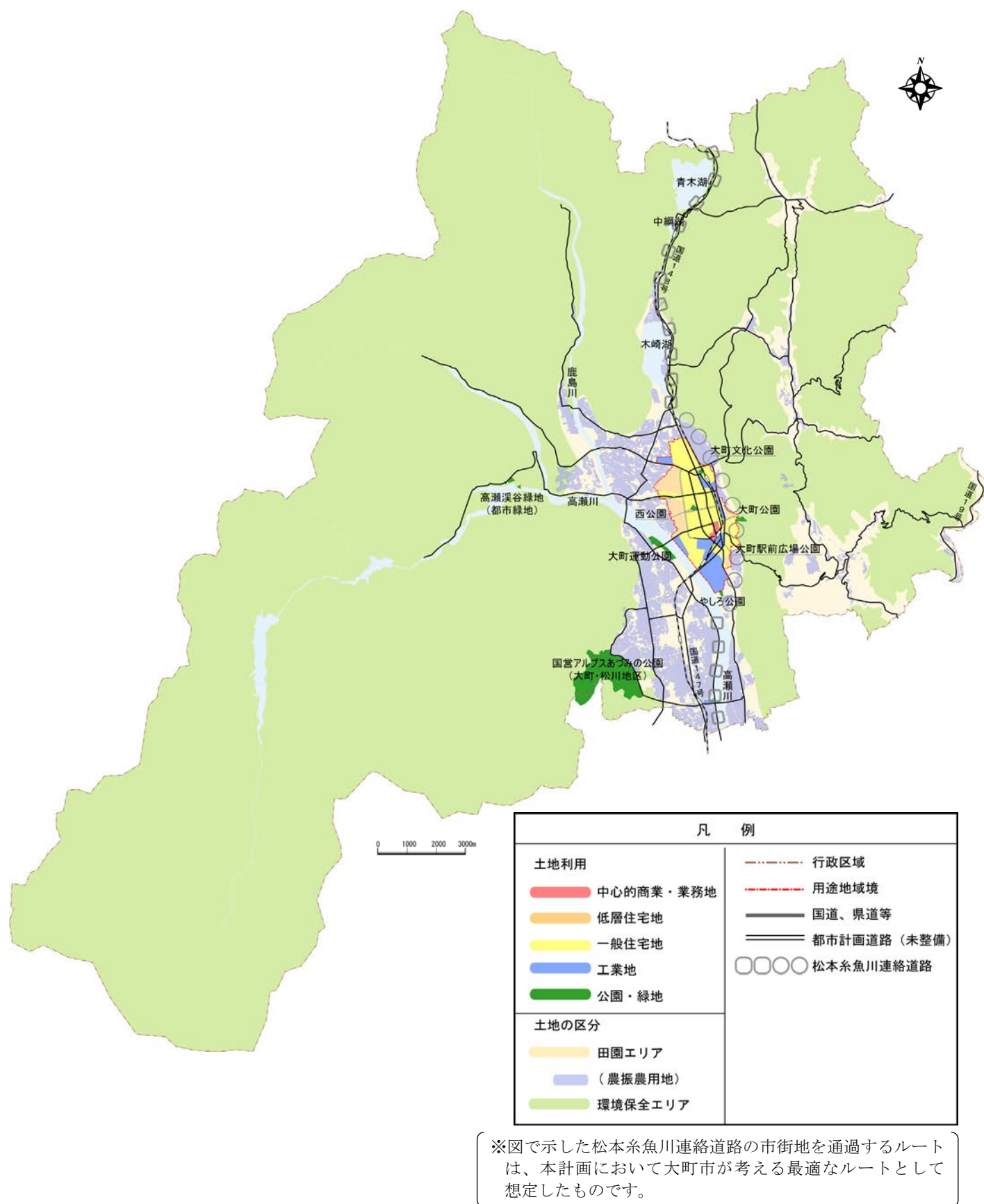


図 3-7 土地利用方針図

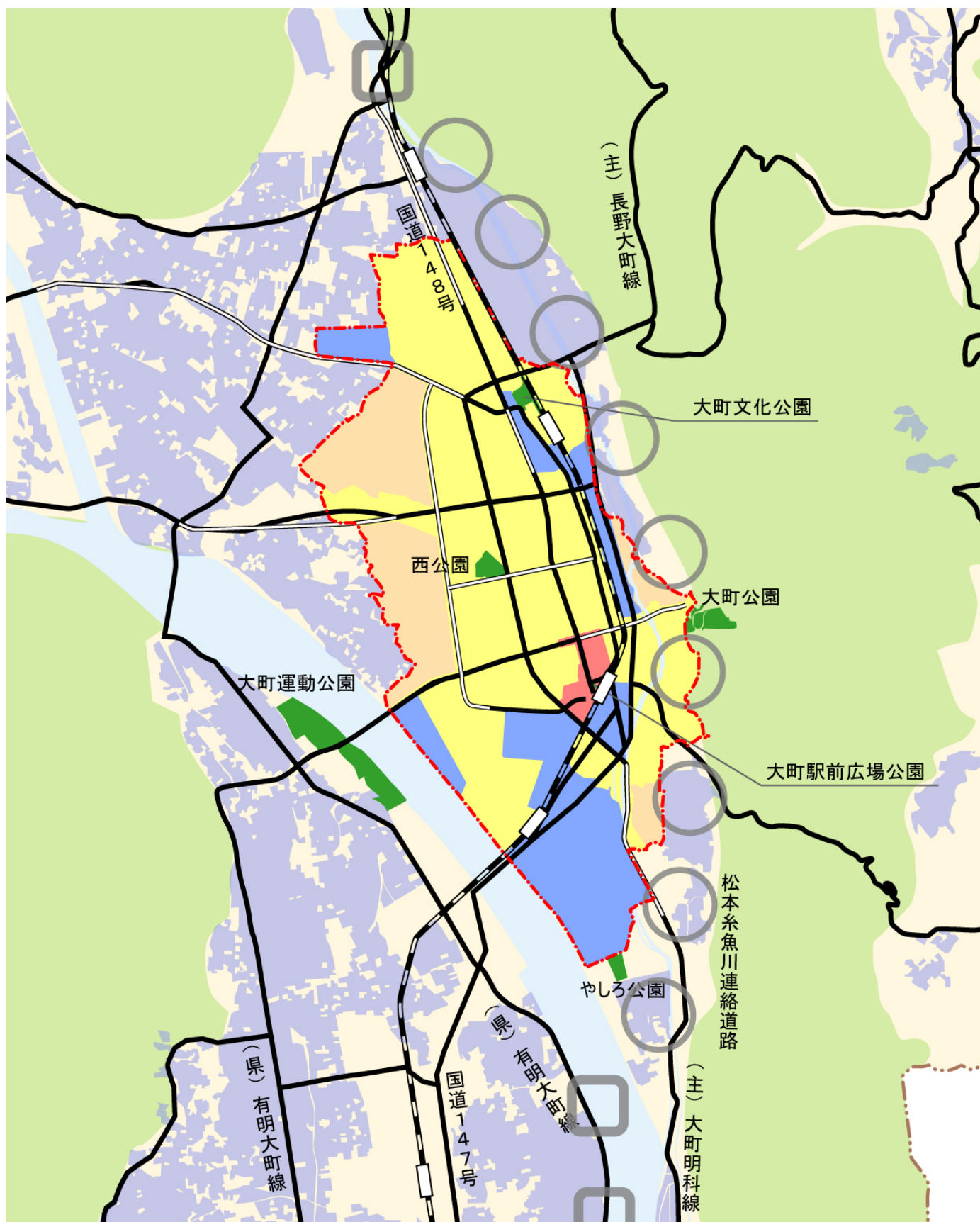


図 3-8 土地利用方針図

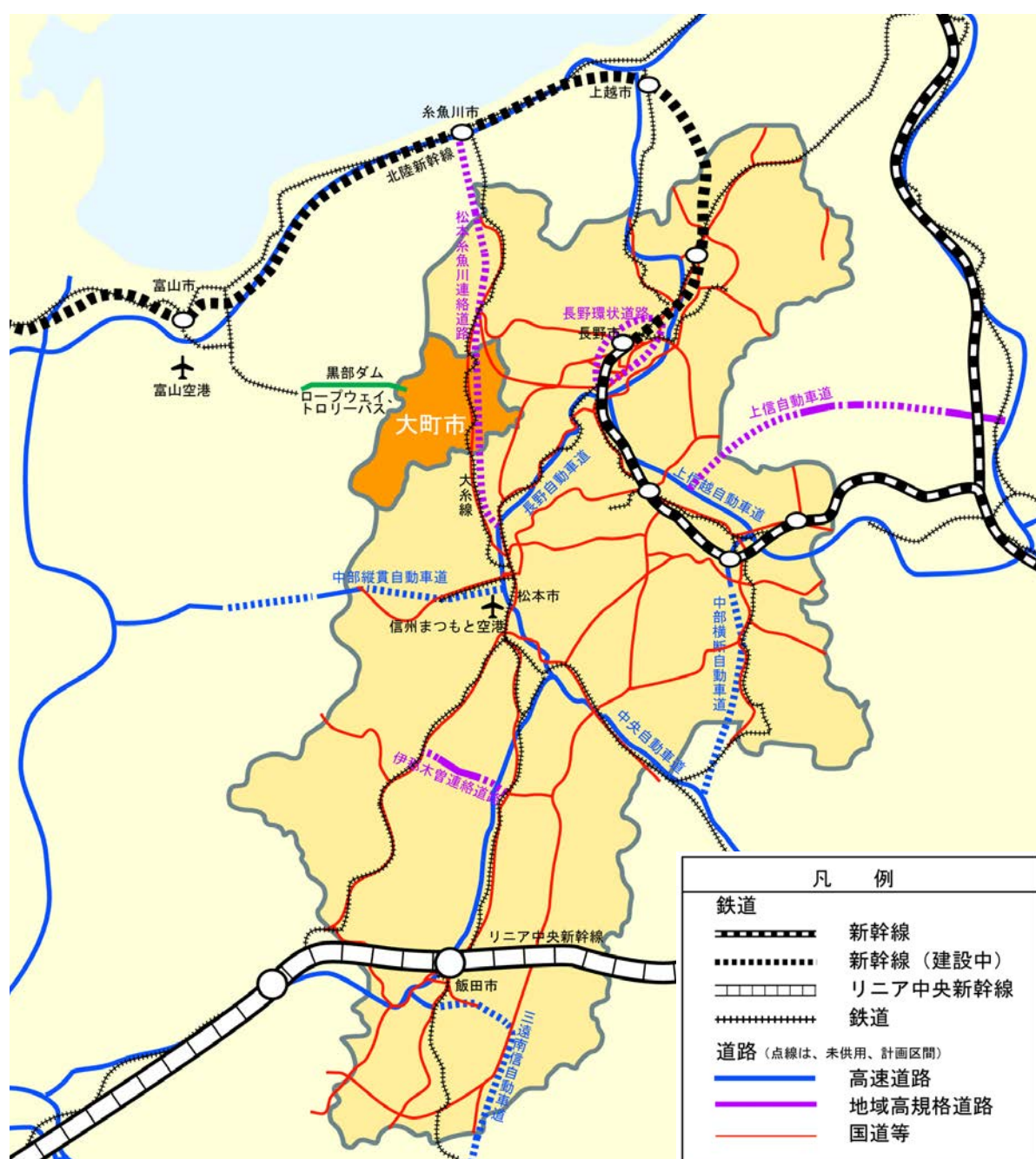
5.2. 道路・交通の整備方針

道路・交通の整備に関する基本的な考え方、及び整備方針について以下に示します。

(1) 広域交通網の整備推進

本市を取り巻く広域的な交通網は、平成 27 年春の北陸新幹線金沢までの延伸開業や松本糸魚川連絡道路の整備計画など、大きく変貌を遂げようとしています。

このため、長野県の「長野県新交通ビジョン」に基づく広域的な連携により、市民生活、商業、工業、観光産業等に寄与する広域交通網の整備推進、それらの受け皿となる公共交通・道路などの検討、取り組みを促進します。



(資料：長野県新交通ビジョン)

図 3-9 大町市を取り巻く広域交通網の整備計画

(2) 松本糸魚川連絡道路と関連道路・施設の検討・整備の促進

松本糸魚川連絡道路は、周辺地域との連携や都市内拠点間の連携、産業活動の支援、災害発生時の防災機能など様々な機能を有し、特に、本市にとって重要な役割を果たす道路です。

このため、松本糸魚川連絡道路の整備促進を図るとともに、交通需要や広域的な道路網のあり方などを踏まえ、既存県道 4 路線や既計画の都市計画道路 1 路線、及び新たなアクセス道路の計画など、一般道路との接続位置や周辺土地利用と一体となる道路計画・整備の推進や、道の駅など休憩施設の検討を促進します。

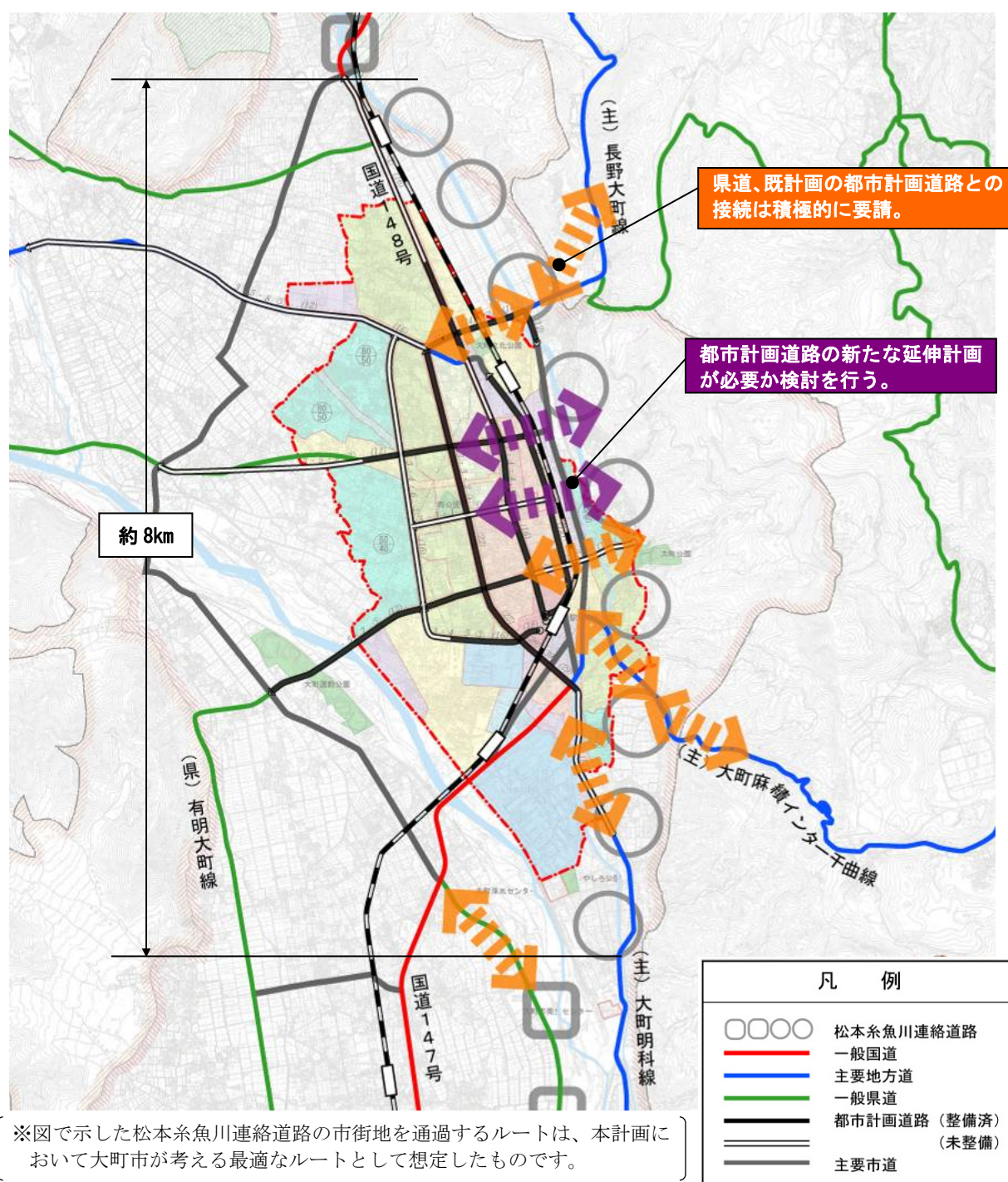


図 3-10 松本糸魚川連絡道路の整備促進と関連道路・施設の検討・整備

(3) 集約型都市構造を支える幹線道路網の構築

松本糸魚川連絡道路や国道 147 号、148 号、及び（主）長野大町線等の国・県道は、本市のまちづくりにとって重要な都市の骨格です。

また、都市形成において重要な役割を果たす都市計画道路の整備状況は 53.8%（平成 23 年度末）で、特に用途地域西側の都市計画道路は整備が遅れているのが現状です。

このため、集約型都市構造を支える幹線道路や生活道路について、今後も計画道路の整備に努めつつ、幹線道路、生活道路それぞれの役割、土地利用や緊急性などを踏まえた、計画的な整備を行っていきます。あわせて、大町市の観光交流を担う自然観光拠点へのアクセス道路の機能の維持、向上に努めます。

表 3-2 幹線道路網構成と整備方針

道路機能	基本的な役割と整備方針
広域主要幹線道路	広域的な地域連携や都市内拠点間の連携、産業活動の支援、災害発生時の防災機能など様々な機能を有する道路であり、早期整備を促進します。 ⇒松本糸魚川連絡道路
都市間主要幹線道路	主に、周辺市町村との連携や都市骨格を構成し、交通量が多く、通過交通などの利用が多い道路であり、走行性、安全性を確保した道路としての整備を促進します。 ⇒国道 19 号、147 号、148 号、（主）長野大町線、（都）館の内借馬線
都市間幹線道路	主要幹線道路を補完して地域間の流動を担う、比較的、交通量が多い道路であり、沿道状況を踏まえ、必要な走行性、安全性を確保した道路としての整備を促進します。 ⇒（主）扇沢大町線、大町明科線、大町麻績インター千曲線、（県）有明大町線、大平大峰沓掛線、（都）白塩北原線（一部）、中央通り線、曾山観音橋線、三日町犬ノ窪線（市）木崎野口泉線、沓掛柿の木線、神栄町三日町線、泉 36 号線
都市内幹線道路	幹線道路を補完する道路で、高い走行性は要求されないが、沿道状況を踏まえ必要な自動車走行の快適性や、安全性を確保した道路としての整備を促進します。 ⇒（県）槍ヶ岳線、白馬岳大町線、小島信濃木崎停車場線、川口大町線、舟場矢下線、信濃大町停車場線、美麻八坂線、（都）白塩北原線（一部）、若宮駅前線、桜田町俵町線、相生町野口線、東町線、あづみの公園大町線

※（都）は、都市計画道路の略で、一部、国県道と重複している路線があります。

〔※図で示した松本糸魚川連絡道路の市街地を通過するルートは、本計画において大町市が考える最適なルートとして想定したものです。〕

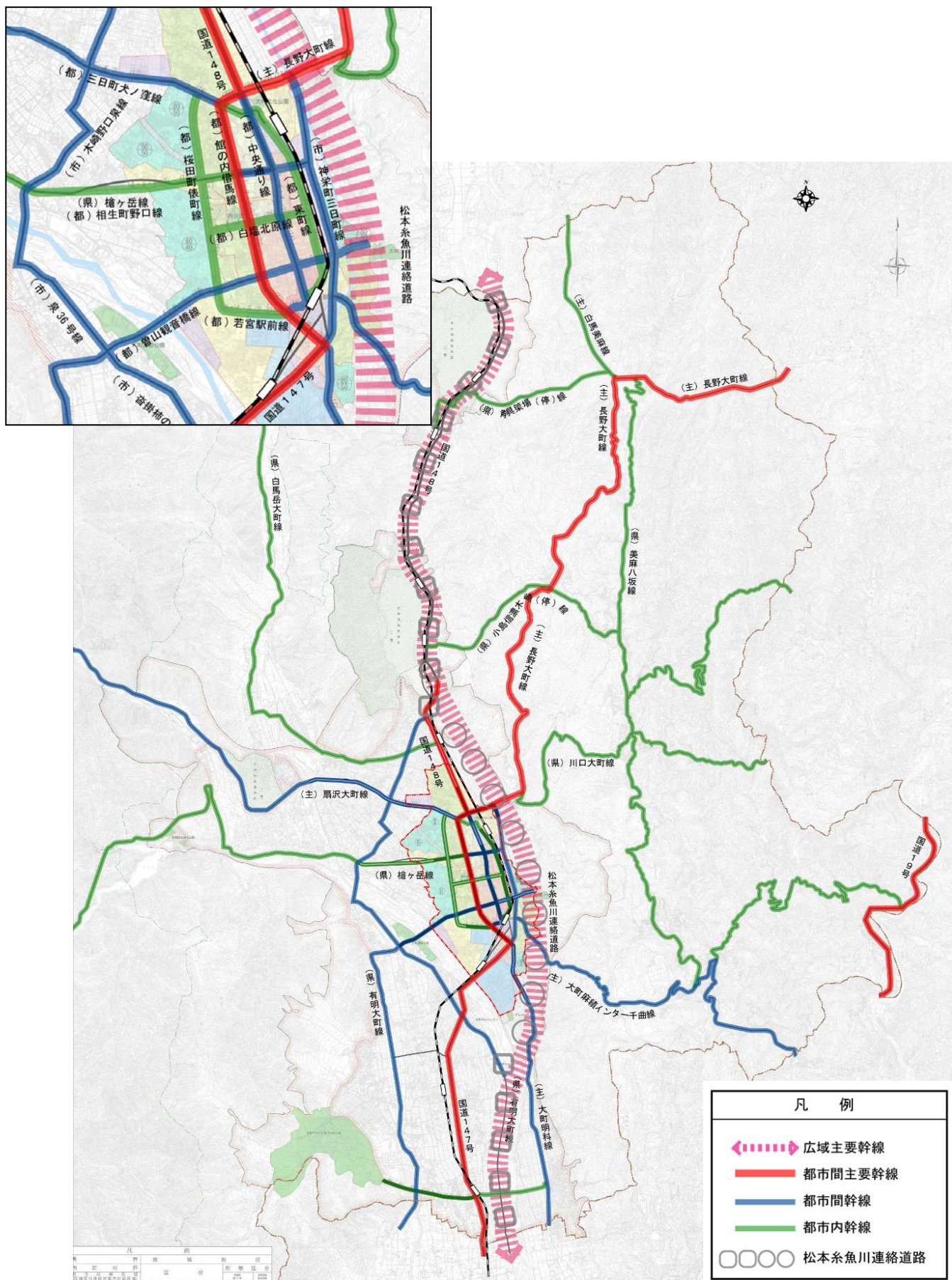


図 3-11 幹線道路

(4) 安全でやさしいみちづくり

中山間部を中心に降雪量が多い地域では、冬期間の交通安全対策や農業集落地に多い幅員の狭い道路、線形不良道路などの安全対策・改善を促進します。

また、中心市街地や主要な駅などの周辺は、コンパクトに集約した都市構造へ転換し、環境負荷や、ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、生活道路の交通安全対策に向けた「ゾーン 30」の導入、グリーンベルトの設置など、歩行者や自転車など人にやさしいみちづくり、歩いて楽しいみちづくりを推進します。

さらに、地震などの災害に備え、避難経路として活用できる、みちづくりを推進します。

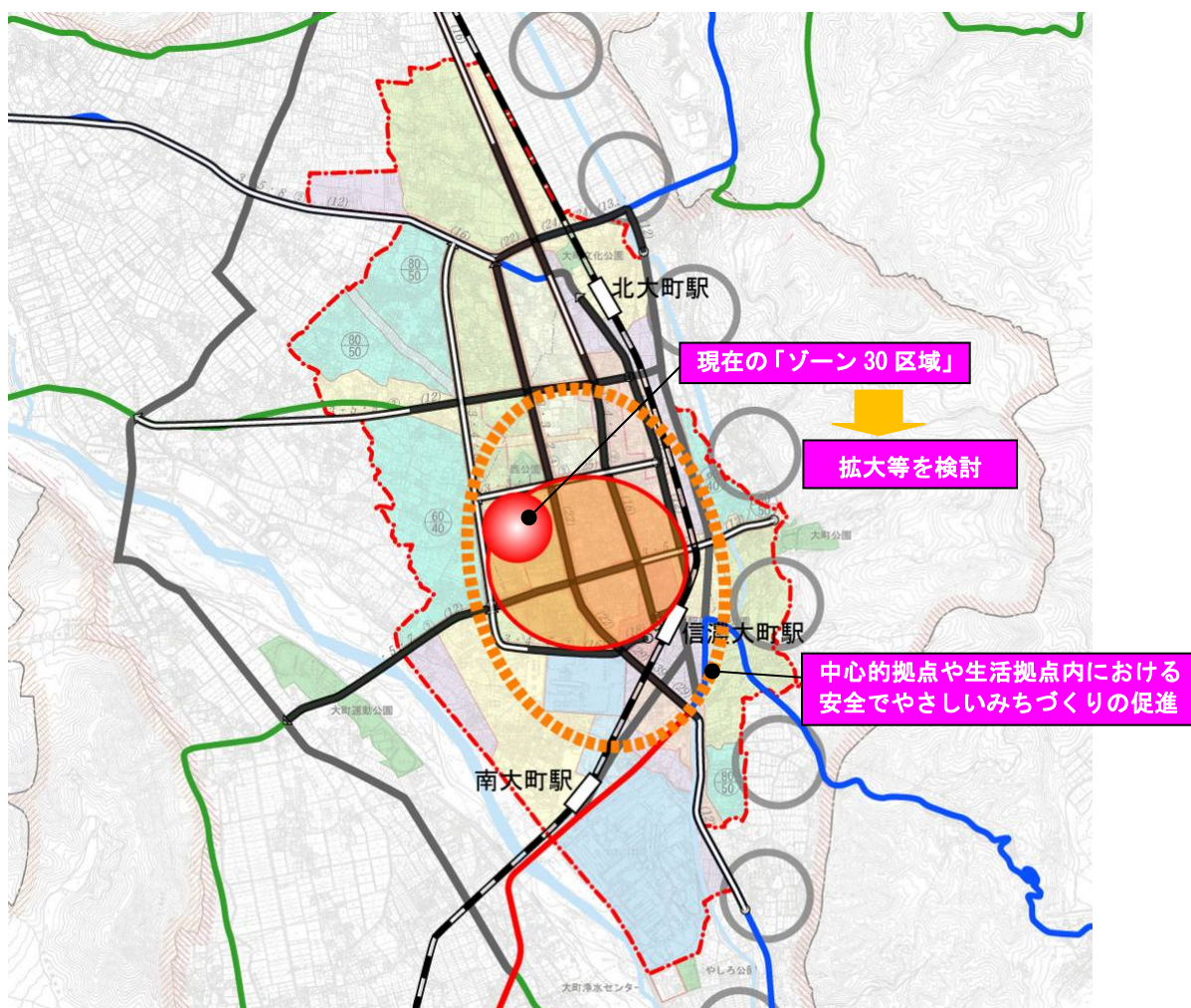


図 3-12 人にやさしいみちづくり

ゾーン 30：警察署が、生活道路での歩行者や自転車の安全確保のため、車両の通過交通が少なくなるように「最高速度 30 km」の規制や「大型車進入禁止」など、おおむね 20～25 ヘクタールの区域をゾーンとして指定し、面的な規制により安全対策を行う区域です。

大町市においては、地元自治会、大町西小学校、PTA関係者などと警察署が協力し、児童や生活者の交通安全対策として、既に大町西小学校周辺で指定しています。

グリーンベルト：幅が狭く歩道の整備が出来ない路側帯を緑に着色することで、ドライバーの注意を歩行者に向け安全を図るものです。

(5) 歩いて暮らせるまちづくりを支える公共交通の利便性の向上と利用促進

少子高齢社会を迎え、マイカーの運転が困難になる高齢者が増加することや、排出ガスによる環境への影響など、マイカー利用からの脱却が大きな課題となっています。

また、本市が目指す集約型都市構造を実現には、公共交通の役割は不可欠なものです。

このため、市内での鉄道とバス交通の連携促進、市街地や駅と生活拠点とを結ぶバスの運行体系の整備、デマンド交通の導入検討、駅前広場など乗り換えの拠点となる場所・周辺における環境整備など、公共交通の利便性を向上し、モビリティ・マネジメント※等ソフト的な施策導入により公共交通の利用促進を図り、マイカー利用を抑制し環境負荷の少ない、だれもが利用しやすい公共交通サービスの向上を図ります。

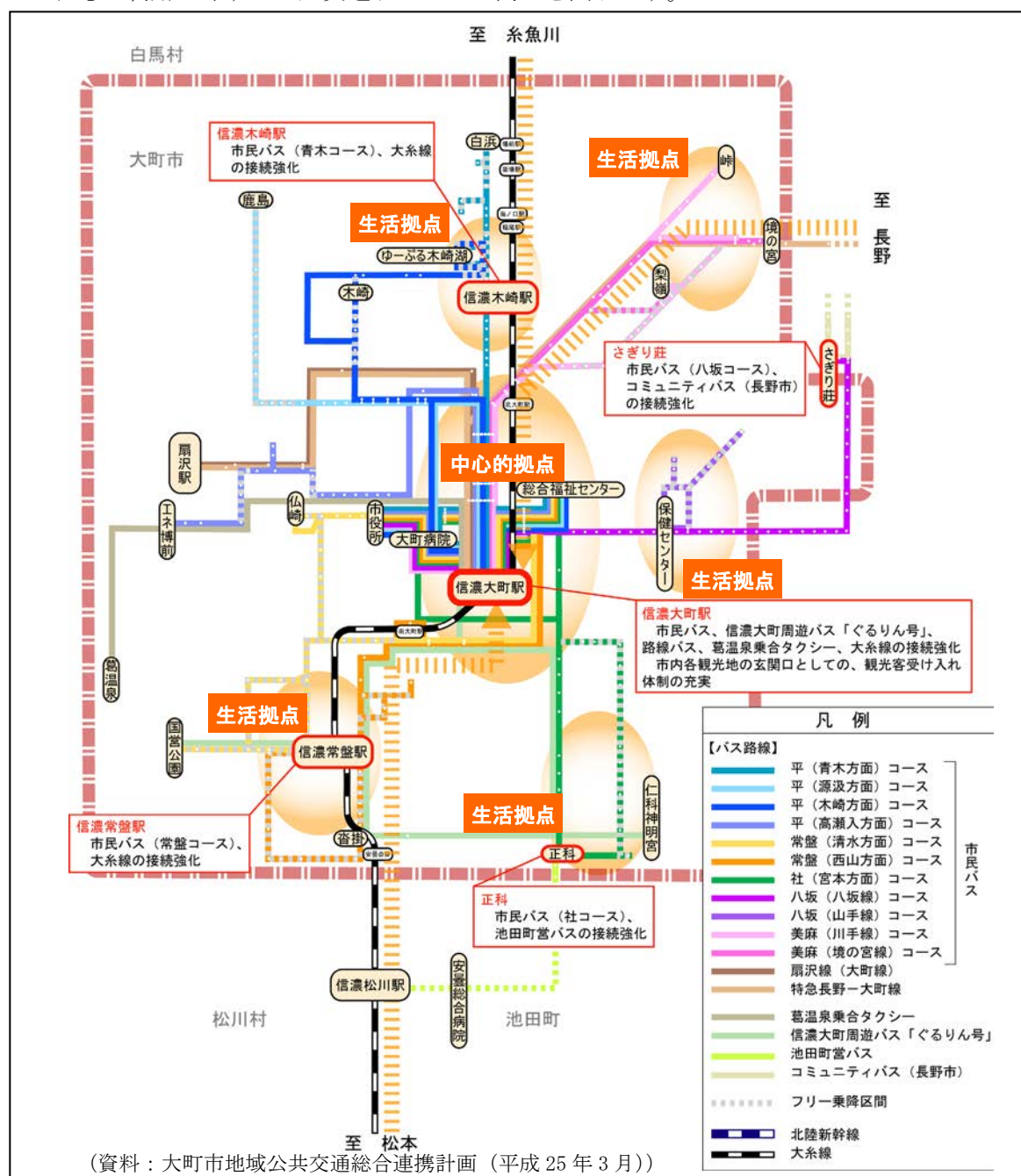
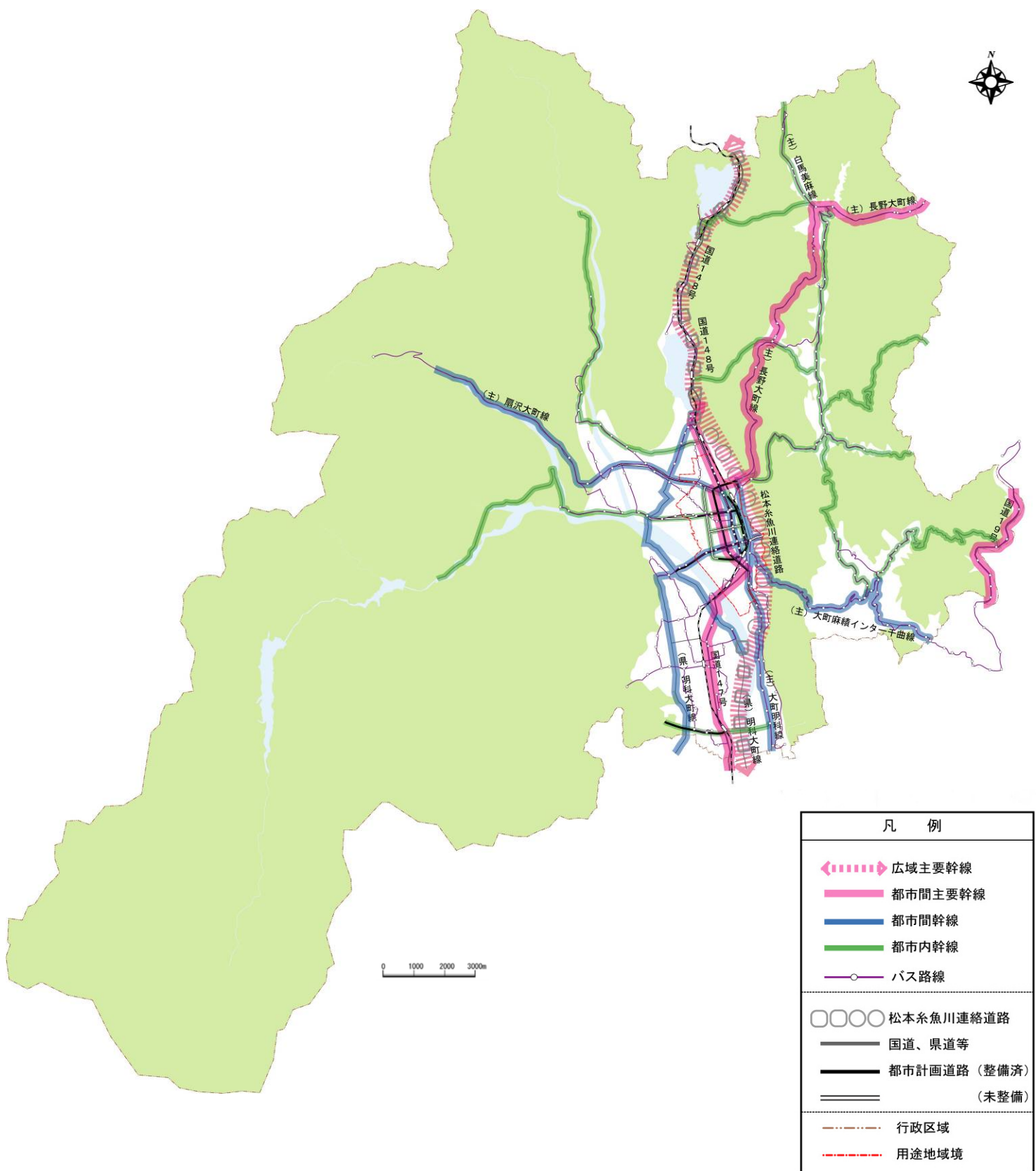


図 3-13 地域連携を図る公共交通結節強化ポイントと路線イメージ

※モビリティ・マネジメント：過度に自動車に頼る状態 から、「公共交通や、徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用するよう誘導を図る取り組み。



※図で示した松本糸魚川連絡道路の市街地を通過するルートは、本計画において大町市が考える最適なルートとして想定したものです。

図 3-14 道路・交通の方針図

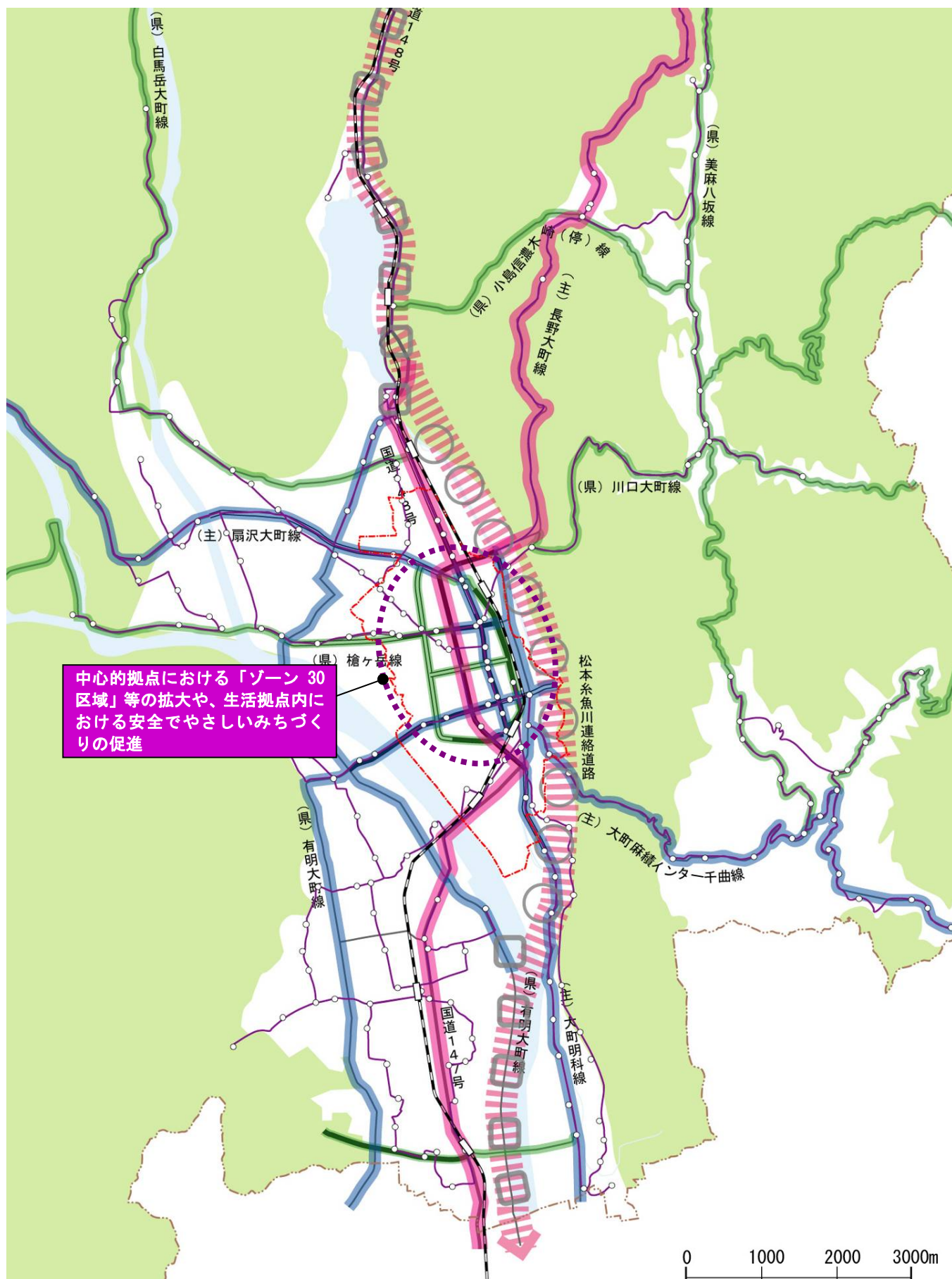


図 3-15 道路・交通の方針図

5.3. 都市防災（減災）の方針

都市防災（減災）に向けたまちづくりに関する基本的な考え方、及び整備方針について以下に示します。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

①水害・土砂災害予防

高瀬川、農具川など市街地周辺の河川においても、近年多発する集中豪雨などによる浸水が懸念されています。さらに、市街地東部を中心に、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所などが存在しています。

これらの河川、区域については、降雨や地震に伴う重大な災害を防止するため調査を行い、必要に応じて盛土、砂防堰堤や擁壁などの防災施設の整備を推進します。

また、市街地では河川・下水道整備の方針に従い、公共下水道（雨水路）の見直しなどにより新設管路工事、老朽化改修を計画的に行っていきます。

②雪害予防

除排雪や凍結などに対する道路交通の確保や雪崩対策は、市民生活において欠かすことのできない重要な課題です。

そのため、各地区の特性に配慮しつつ消雪施設、防雪施設、流雪溝などの改良・整備、除排雪帯、雪捨て場の確保により、迅速かつ適切な除排雪体制の強化を図ります。

また、積雪による空き家などの倒壊に対する危険性の回避に向けた検討、取り組みを推進します。

③広域救急・緊急輸送路の整備・強化

松本糸魚川連絡道路や既存の国道などの幹線道路は、災害時に重要な役割を担い、広域救急・緊急輸送路としての機能が期待されます。

また、日常の駆けつけ搬送等においては、生活道路も重要な役割を果たします。

そのため、これら幹線道路の整備、狭幅員道路の改良や、橋梁の長寿命化対策の促進、緊急輸送路沿道の建物耐震化などにより、災害に強い都市を形成し、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。



④密集地における災害対策

市街地などの密集地や多くの人が集まる地域では、建物火災の延焼拡大防止や建物・ブロック塀等の倒壊による避難路の閉塞を防止することが必要です。

このため、狭幅員の生活道路の改良や、空き家の除去及び空き地の公園化、沿道への生垣設置などの対策により、延焼防止機能や避難路の確保に努めます。また建物については耐震化や不燃化の促進を図ります。



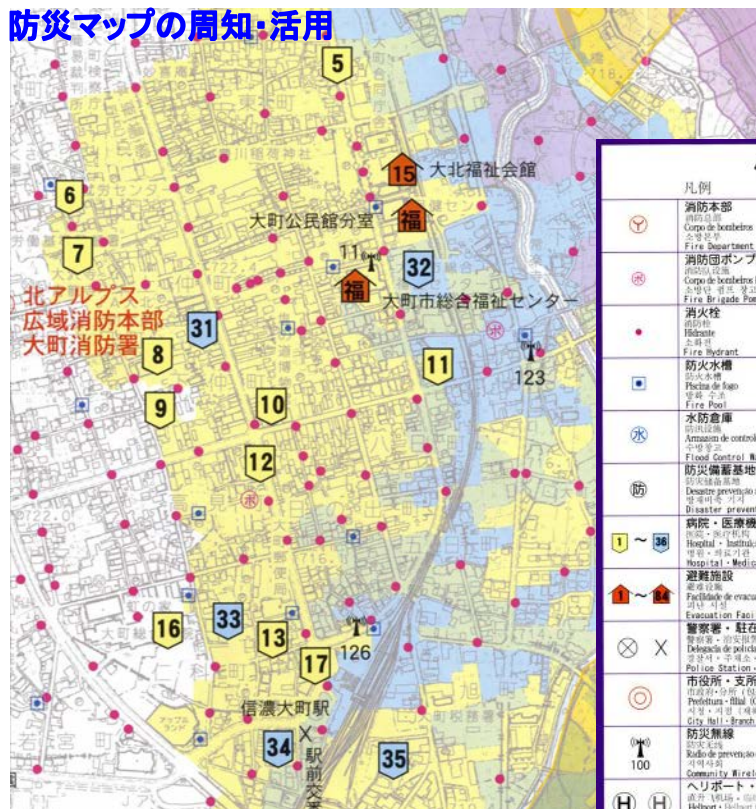
(2) 市民と協働で進める安全・安心で快適な環境づくり

災害発生時は、地域コミュニティやボランティアの果たす役割が大きく、また、近年、市民の防災に対する意識は特に高まっています。

災害に強いまちづくりのためには、防災施設の整備や建築物の耐震性の向上などハード面における対策が必要なことはもちろんですが、災害時における迅速かつ円滑な避難や応急活動などにおいては、地域コミュニティやボランティアの果たす役割、地域住民相互の協力体制の整備が不可欠です。

そのため、「大町市地域防災計画」に基づく行政の防災体制の徹底とともに、地域における自主防災組織体制の充実や日常の防犯活動促進のために、地域のコミュニティの育成を図ります。また、適切な情報発信を行い防災に対する意識を高揚し、行政や学校関係者、警察、市民が一体となって、より安全・安心で快適な環境づくりに努めます。

防災マップの周知・活用



(ベース図：大町市防災マップ 大町地区より)

凡例	exemplos	범례	exemplos
消防本部 消防団ポンプ倉庫 消防栓 防火水槽 水防倉庫 防災備蓄基地 病院・医療機関 避難施設 警察署・駐在所・交番 市役所・支所(災害対策本部) 防災無線 ヘリポート・臨時ヘリポート	Corpo de bombeiros Corpo de bombeiros Pomba Armazenamento Unida Extintor Piscina de fogo Armazen de controle de inundação Desastre prevention armazenamento base Hospital・Instituição medica Facilidade de evacuação Delegacia de policia・Subestacao policial・Caixa policial Prefeitura・Hall・O quadrante de operacao de desastre Cidade Hall・Branch Office(Disaster operation's headquarter) Radio de prevenção de desastre Helipuerto・Helipuerto temporario	重要水防区域 避難地 土砂災害警戒区域(土石流) 土砂災害特別警戒区域(土石流) 土砂災害警戒区域(急傾斜地) 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地) 地すべり危険箇所 浸水深0.5m未満の区域 浸水深0.5～1.0mの区域 浸水深1.0～2.0mの区域 浸水深2.0～5.0mの区域 浸水深5.0m以上の区域 想定浸水区域	Important flood control area Evacuation Sites Terra e area de desastre precaução area (inundação de lama) Terra e area de desastre precaução area (inundação de lama) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento) Terra e area de desastre precaução area (deslizamento)

5.4. 公園・緑地、自然環境の整備方針

公園・緑地、自然環境の整備に関する基本的な考え方、及び整備方針について以下に示します。

(1) 豊かな自然環境の保全

本市は、中部山岳国立公園、国営アルプスあづみの公園を有し、北アルプスとそれらの山々を源流とする河川や湖、森林・山林など、豊かな自然環境に恵まれています。

これらの自然環境は本市の財産であり、現在定められている風致地区指定の継続や長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源の監視などにより、豊かな自然環境の保全を図ります。

(2) 生活にうるおいを与える緑の保全・活用

本市を取り巻く森林や河川は、良好な都市環境を支える緑であり、多様な生物の生息環境、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など様々な機能を有していることから、将来にわたって保全し、次世代に継承していきます。

また、市街地に近接する里山などは、生活にうるおいを与える緑として保全するとともに、自然とふれあう場として活用します。

(3) 市民ニーズに対応した公園の整備

本市の都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は 12.6 m²/人であり、大町市都市公園条例による標準面積（10 m²/人）を上回っています。しかし、最も身近な街区公園については未整備です。

身近な公園や緑地は、多様な市民ニーズに対応し、レクリエーション、自然とのふれあい、やすらぎの場としての機能のほか、災害時の避難場所としても必要なものであることから、既存の公園・緑地の改修や、空き地などの有効活用も含め新規整備、機能の充実を図ります。

図 3-16 都市公園等の整備状況

都市公園等の種別		標準面積	箇所数	公園面積	誘致距離
住区基幹公園	街区公園	0.25ha	—	—	概ね 250m
	近隣公園	2.0ha	3	7.9ha	概ね 500m
	地区公園	4.0ha 以上	1	4.6ha	概ね 1km
都市基幹公園	運動公園	10～50ha	1	18.9ha	
都市緑地		0.1ha 以上	2	3.5ha	
国営公園		300ha 以上	1	233.6ha	

(資料：平成 21 年度都市計画基礎調査)

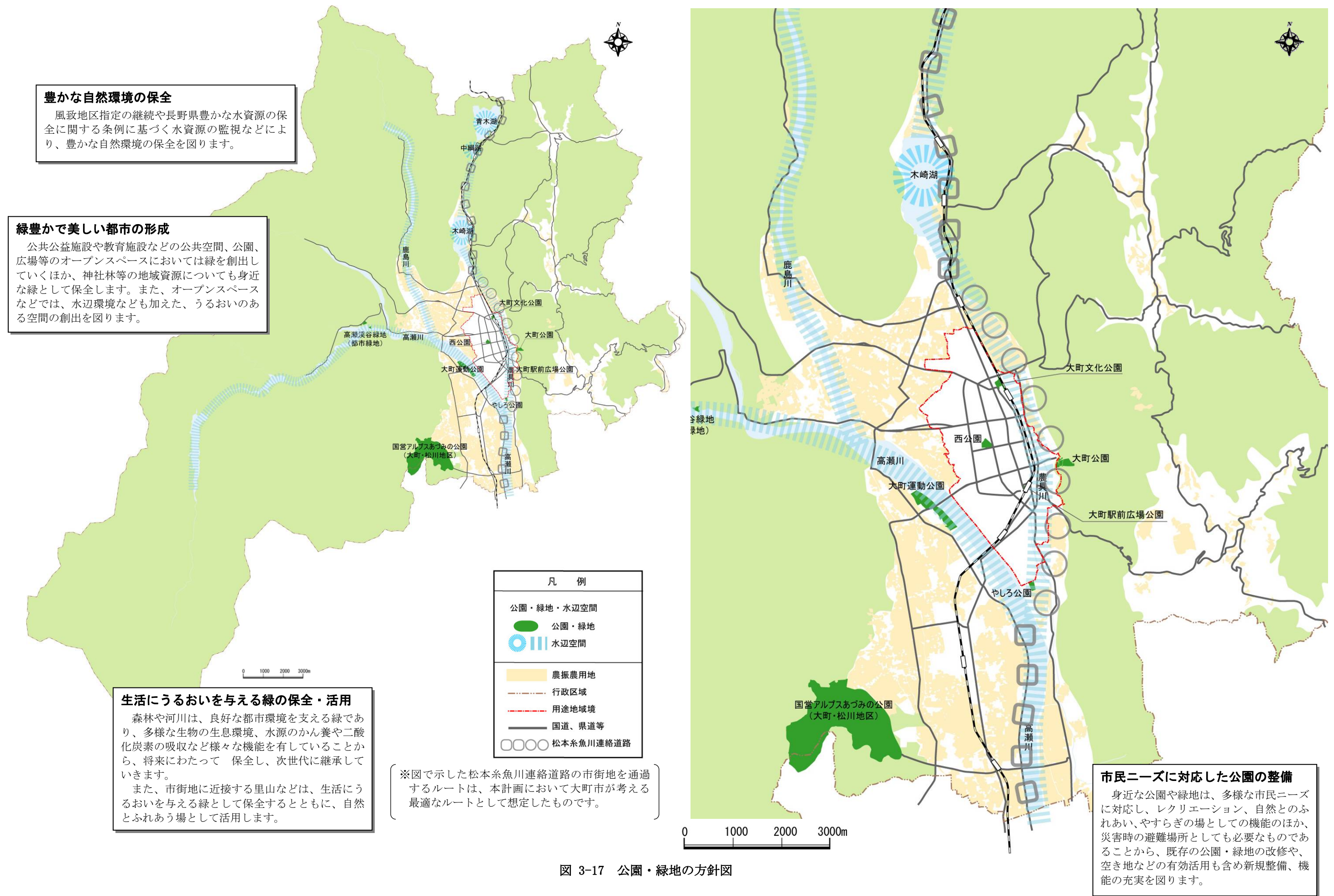
※国営公園（国営アルプスあづみの公園の面積は、大町・松川地区の面積）

(4) 緑豊かで美しい都市の形成

緑豊かな都市空間の形成のため、公共公益施設や教育施設などの公共空間、公園、広場等のオープンスペースにおいては緑を創出していくほか、神社林等の地域資源についても身近な緑として保全します。

また、オープンスペースなどでは、水辺環境なども加えた、うるおいのある空間の創出を図ります。





5.5. 河川・下水道の整備方針

河川・下水道整備に関する基本的な考え方、及び整備方針について以下に示します。

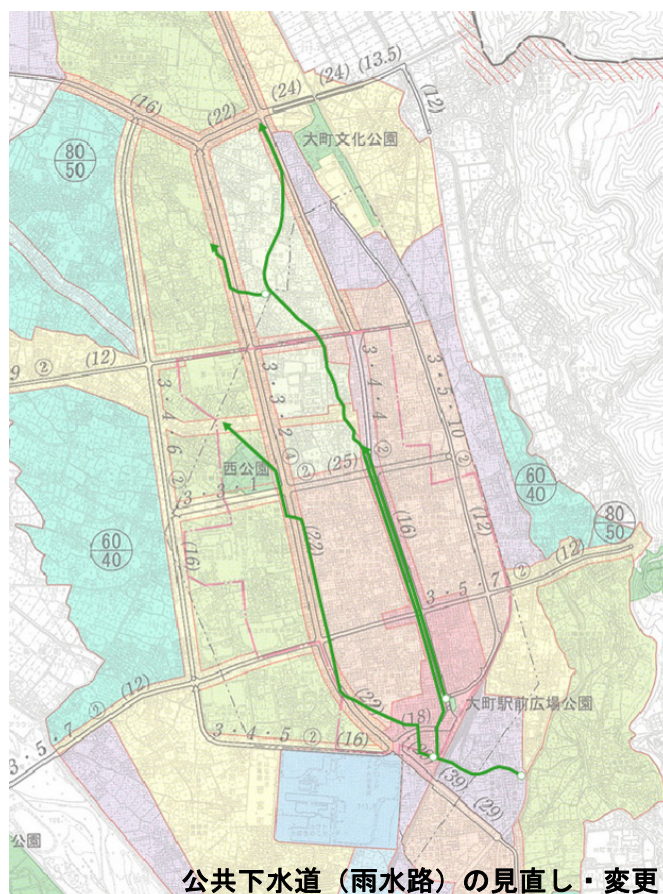
(1) 快適な水環境のための下水道の適切な維持管理と雨水対策

北アルプスから流れ出る清らかで豊かな水は全ての生命の源であり、市民生活や経済活動を支え、豊かな生態系を形成していく上でも貴重な資源です。

水源を有する都市の責任として、公共用水域の水質保全を図るため、整備された下水道の適切な維持管理を進めるとともに、近年増加している集中豪雨による都市型水害を防止するため、都市下水路を公共下水道に編入し、雨水排水区を位置付け、市街地における計画的な雨水対策を図ります。



近年の集中豪雨による被害状況



(資料：平成 24 年度大町市雨水整備基本計画)

(2) うるおいのある水辺環境の創出

本市を流れる高瀬川、鹿島川、農具川、簗川など、これらの河川については、治水機能の向上とともに、市民のやすらぎや都市にうるおいを与える空間として、市民と一体となり、安全で美しく、親しみが持てる水辺環境の創出を図ります。



農具川における河川改修

5.6. 景観形成の整備方針

景観形成に関する基本的な考え方、及び整備方針について以下に示します。

(1) 大町らしい景観の保全

北アルプスの山々や仁科三湖、高瀬川、鹿島川、農具川などの自然及び田園風景は、大町らしさを創出する重要な景観であり、また、まちなかや山裾など、位置や地域によっても異なる景観をみることができます。

このような、地域に応じた景観、大町らしい景観を守り続けるため、景観法に基づく「景観計画」の策定について研究を行うとともに、遊休荒廃農地の対策に努めます。

さらに、市民の景観形成に対する意識高揚に努め、街路樹・植栽の管理や、住宅や店舗周りの景観形成などを官民が連携して取り組みます。

(2) 良好な都市景観の形成

駅周辺や公共空間、沿道など、市街地における生活空間は、現在、景観育成重点地域指定や屋外広告物規制により良好な都市景観が維持されています。

このため、これら指定は継続することを基本とし、景観計画とともに、北アルプス玄関口にふさわしい、生活にゆとりとうるおいを与える都市景観の形成を図ります。

また、これまで長野県の条例により管理されていた風致地区についても、平成 26 年以降、市が条例化し継続的に良好な自然環境の保持を図るものとしします。

凡 例	
	国道147号・148号の沿道における景観育成重点地域
	住居専用地域における禁止地域
	風致地区における禁止区域
	県道諏訪大町線・国道148号における禁止地域
	交通渋滞対策道路における禁止地域
	県道長野大町線における禁止地域
	大町駅前広場における許可地域

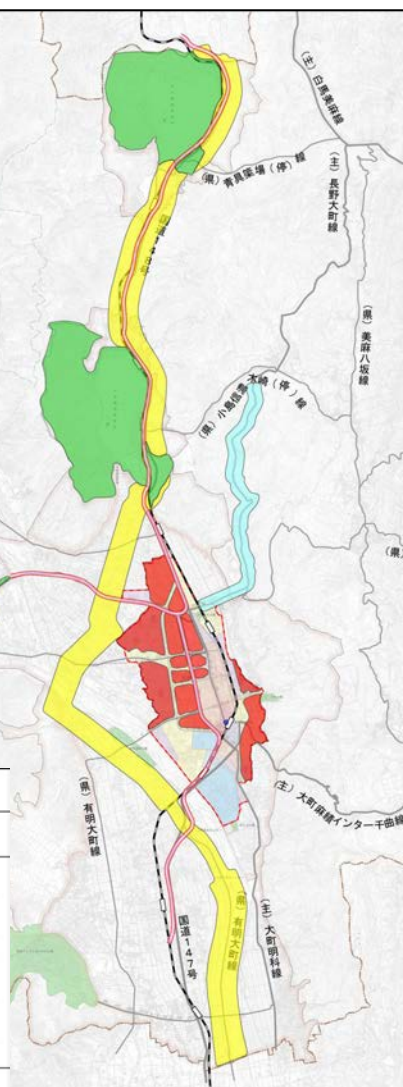


図 3-18 景観育成重点地域、屋外広告物規制の位置

(3) パートナシップでの景観づくりの推進

良好な景観を育成していくため、市民、企業、行政の協働による景観づくりを進めるとともに、景観づくりを担う人材の育成や市民の主体的な活動を支援します。